

# 第12回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月23日（火曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

## 開催場所

東京都文京区関口二丁目10番8号  
ホテル椿山荘東京 バンケット棟 4階「雅」

## 議 案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する中長期業績連動報酬制度の導入の件

### 株主総会にご出席いただけない場合

インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

2026年6月22日（月曜日）午後6時まで



株式会社オプティマスグループ

株主各位

証券コード 9268  
(発送日) 2026年6月5日  
(電子提供措置開始日) 2026年6月1日

東京都港区浜松町二丁目4番1号  
株式会社オプティマスグループ  
代表取締役社長 山中 信哉

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置を取っており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.optimusgroup.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」内の「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)

### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9268/teiiji/>

### 【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「オプティマスグループ」又は「コード」に当社証券コード「9268」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

#### 【書面の郵送による場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 【電磁的方法（インターネット）による場合】

当社指定の議決権行使webサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力 of うえ、上記の行使期限までにご送信ください。なお、インターネットによる議決権行使の方法については、4頁から5頁をご覧ください。

敬 具

記

- ▶ 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
- ▶ 場 所 東京都文京区関口二丁目10番8号  
ホテル椿山荘東京 バンケット棟 4階「雅」  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
- ▶ 目的事項
- ▶ 報告事項
  1. 第12期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第12期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- ▶ 決議事項
  - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
  - 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する中長期業績連動報酬制度の導入の件
- ▶ 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
  - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 1》株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

**日時** 2026年6月23日（火曜日）午前10時

**場所** ホテル椿山荘東京 バンケット棟 4階「雅」

## 2》郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

**行使期限** 2026年6月22日（月曜日）午後6時到着分まで

## 3》インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから次頁に記載の議決権行使ウェブサイトアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年6月22日（月曜日）午後6時入力完了分まで

詳細は次頁をご覧ください

## 重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- ※ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- ※ インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

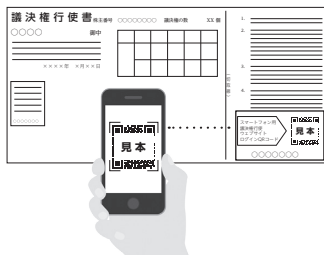
- ・株主様のインターネットご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
- ・インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

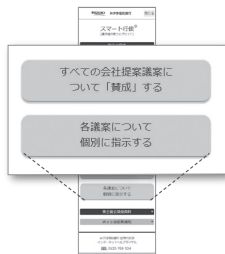
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

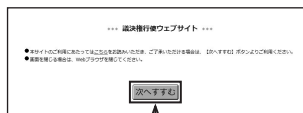
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

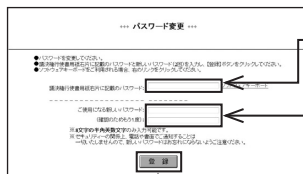
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使  
に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
電話番号 **0120-768-524** (フリーダイヤル)  
(ご利用時間 午前9時～午後9時 (年末年始を除く))

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものです。

本議案に関しましては、独立社外役員を中心に構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会から妥当である旨の答申を得ております。また、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	<small>やまなか のぶや</small> 山中 信哉	代表取締役社長	再任
2	ロバート・アンドリュー・ヤング	取締役	再任
3	マーティン・フレイザー・マッカラック	取締役	再任
4	ジョン・スタターリ	取締役	再任
5	<small>いわおか ひろあき</small> 岩岡 廣明	取締役	再任

**再任** 再任取締役候補者

**生年月日**

1960年2月13日

**所有する当社の株式数**

12,327,080株

**在任年数**

11年

**取締役会出席状況**

16/16回

**略歴、当社における地位及び担当**

1988年 4月 (株)日貿・ジャパントレーディング (現 (株)日貿) 設立 代表取締役社長就任 (現任)

2015年 1月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)

**重要な兼職の状況**

(株)日貿 代表取締役社長

**取締役候補者とした理由**

山中信哉氏は、当社グループの創設者及び当社の代表取締役社長として長年にわたり当社グループ全体の経営をけん引し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。また、自動車関連事業に係る長い経験と共に、ニュージーランド・オーストラリア及び周辺諸国の状況に精通し、かつ企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。上記の理由により、当社は、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

**生年月日**

1972年5月5日

**所有する当社の株式数**

8,391,960株

**在任年数**

11年

**取締役会出席状況**

15/16回

**略歴、当社における地位及び担当**

1998年 7月 Vehicle Solutions Limited取締役就任  
2002年 3月 (株)日貿・ジャパントレーディング (現 (株)日貿) 入社 ゼネラルマネージャー  
2004年 5月 Nichibo Trading Company New Zealand Limited取締役就任  
2004年 9月 Auto Advance Finance Limited取締役就任 (現任)  
2008年12月 Trade Cars Limited取締役就任 (現任)  
2009年 4月 Auto Finance Direct Limited取締役就任 (現任)  
2010年 5月 Universal Property Limited取締役就任 (現任)  
2013年 5月 (株)日貿取締役就任 (現任)  
2015年 2月 Universal Finance Company Limited取締役就任 (現任)  
2015年 6月 当社取締役就任 (現任)  
2018年 8月 Optimus Group New Zealand Limited取締役就任 (現任)  
2022年10月 Imported Motor Vehicle Industry Association理事就任 (現任)  
2024年 8月 Nichibo Japan Trading UK Limited取締役就任 (現任)

**重要な兼職の状況**

(株)日貿 取締役

Universal Finance Company Limited 取締役

**取締役候補者とした理由**

ロバート・アンドリュー・ヤング氏は、ニュージーランドの自動車業界での豊富な経験で培った企業経営に関する高い見識を有しております。2004年にAuto Advance Finance Limited取締役に就任して以来、主に当社グループの輸出事業及びサービス事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。上記の理由により、当社は、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

**生年月日**

1972年1月6日

**所有する当社の株式数**

8,391,960株

**在任年数**

11年

**取締役会出席状況**

16/16回

**略歴、当社における地位及び担当**

- 1988年 6月 Jenners Customs & Freight Limited入社  
1991年 9月 McCathie Customs Limited (現 McCullough Limited) 入社  
1999年 9月 同社取締役就任  
2002年 8月 NCC Car Carriers Limited取締役就任  
2012年 2月 Dolphin Shipping Agencies Limited (現 Dolphin Shipping New Zealand Limited) 取締役就任 (現任)  
2014年 7月 Dolphin Shipping Australia Pty Ltd取締役就任 (現任)  
2015年 6月 当社取締役就任 (現任)  
2016年 3月 Fasttrack Automotive Compliance 2006 Limited取締役就任 (現任)  
2018年 8月 Optimus Group New Zealand Limited取締役就任 (現任)  
2018年 9月 Optimus Group Australia Pty Ltd取締役就任 (現任)  
2024年 5月 Autocare Services Pty Ltd取締役就任 (現任)

**重要な兼職の状況**

Dolphin Shipping New Zealand Limited 取締役  
Autocare Services Pty Ltd 取締役

**取締役候補者とした理由**

マーティン・フレイザー・マッカラック氏は、ニュージーランドの自動車業界での豊富な経験で培った企業経営に関する高い見識を有しております。2002年にNCC Car Carriers Limited 取締役に就任して以来、主に当社グループの物流事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。

上記の理由により、当社は、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

**生年月日**

1967年7月24日

**所有する当社の株式数**

120,000株

**在任年数**

4年

**取締役会出席状況**

16/16回

**略歴、当社における地位及び担当**

1997年 2月	Proton Cars Australiaアフターセールスマネージャー就任
2002年 7月	Proton Cars Australia取締役社長就任
2005年 1月	Lotus Cars Australia取締役社長就任
2012年12月	Citroen Automobiles Australia取締役就任
2013年10月	Peugeot Automobiles Australia取締役就任
2018年 7月	Deloitte Australiaパートナー就任
2021年 1月	Optimus Group Australia取締役就任（現任） Dolphin Shipping Australia Pty Ltd取締役就任（現任） Global Carz Pty Ltd取締役就任（現任） OzCar Pty Ltd取締役就任（現任）
2022年 1月	Blue Flag Pty Ltd取締役就任（現任）
2022年 6月	当社取締役就任（現任）
2023年12月	Autopact Pty Ltd取締役就任（現任）
2024年 5月	Autocare Services Pty Ltd取締役就任（現任）
2024年11月	Autopact Holdings Pty Ltd取締役就任（現任）

**重要な兼職の状況**

Autopact Holdings Pty Ltd 取締役

Autocare Services Pty Ltd 取締役

**取締役候補者とした理由**

ジョン・スタターリ氏は、オーストラリアにおいて長年に亘って自動車関連会社及び大手コンサルティング会社で自動車産業に携わり、企業経営に関する高い見識を有しております。2022年6月に当社取締役に就任して以来、主に当社グループのオーストラリアにおける各事業の統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。

上記の理由により、当社は、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



## 生年月日

1958年5月1日

## 所有する当社の株式数

40,000株

## 在任年数

6年

(社外取締役在任期間を除く。)

## 取締役会出席状況

16/16回

## 略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	三井物産(株)入社
2002年 5月	同社経理部総合企画室兼C F O企画部システム統括室長
2002年12月	同社経営改革推進部コーポレートプロセス室長
2005年 1月	欧州三井物産(株) Regional C F O就任 (兼務) ドイツ三井物産(有)取締役C F O就任
2009年12月	三井物産(株)金属事業管理室長兼金属業務部連結経営支援室長
2013年10月	(出向) 三井物産スチール(株)常務取締役管理本部長C F O就任
2015年11月	(兼務) 三井物産鋼材販売(株) (現 NST三鋼販(株)) 常務取締役管理本部長C F O就任
2018年 6月	当社常勤監査等委員社外取締役就任
2020年 6月	当社取締役就任 (現任)

## 重要な兼職の状況

なし

## 取締役候補者とした理由

岩岡廣明氏は、長年にわたり経理、財務業務に従事し、C F Oを務めるなど、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、海外を含めた数多くの事業会社での取締役、監査役等の豊富な経験で培った企業経営に関する高い見識を有しております。2020年6月に当社取締役に就任して以来、主に当社グループの財務・経理・人事総務における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。

上記の理由により、当社は、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩岡廣明氏を除く各候補者は、現に当社の子会社の業務執行者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

**第2号議案****監査等委員である取締役4名選任の件**

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、独立社外役員を中心に構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会から妥当である旨の答申を得ております。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、社外取締役候補者全員（4名）については、当社の定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	ふせ のぶあき 布施 伸章	取締役 監査等委員	再任	社外	独立
2	もり まさくに 森 正邦	—	新任	社外	独立
3	わかばやし ようすけ 若林 陽介	—	新任	社外	独立
4	よこさわ やすこ 横澤 靖子	—	新任	社外	独立

**新任** 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

**生年月日**

1965年7月1日

**所有する当社の株式数**

一株

**在任年数**

6年

**取締役会出席状況**

16/16回

**監査等委員会出席状況**

15/15回

**略歴、当社における地位及び担当**

1988年4月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所  
2002年7月 同監査法人パートナー就任企業会計基準委員会専門研究員、金融庁企業会計審議会監査部会専門委員、日本公認会計士協会理事等を歴任  
2015年11月 同監査法人退所  
2015年12月 布施公認会計士事務所開設 所長就任(現任)  
2016年7月 合同会社会計・監査リサーチセンター設立 代表社員就任(現任)  
2018年4月 NFパートナーズ合同会社設立 代表社員就任(現任)  
2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)

**重要な兼職の状況**

布施公認会計士事務所 所長  
合同会社会計・監査リサーチセンター 代表社員  
NFパートナーズ合同会社 代表社員

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

布施伸章氏は、長年にわたる監査法人での会計監査業務経験に加え、日本の会計基準の策定に関与されており、また公認会計士及び中小企業診断士としての優れた専門性を以て、企業会計面に留まらず多くの企業の健全運営に貢献されていることから、会計の高度な専門性と企業運営支援の幅広い知見を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。

上記の理由により、当社は、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

**生年月日**

1964年1月9日

**所有する当社の株式数**

300株

**在任年数**

一年

**取締役会出席状況**

一回

**監査等委員会出席状況**

一回

**略歴、当社における地位及び担当**

1986年 4月 トヨタ自動車(株)入社  
1996年 1月 (出向) トヨタ・ファイナンス・ニュージーランド(株) 取締役就任  
2007年 1月 (出向) 南アフリカトヨタ自動車(株) 取締役就任  
2012年 1月 トヨタ自動車(株) 財務部資金為替室長  
2014年 1月 同社財務部長  
2018年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険(株) 執行役員 (経理部担当) 就任  
2021年 4月 同社常務執行役員 (経理部、業務品質向上推進部担当) 就任  
2022年 6月 同社常勤監査役就任

**重要な兼職の状況**

なし

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

森正邦氏は、自動車製造業・損害保険業において、ニュージーランド・アフリカ地域での海外勤務も含め、経理・財務・関連事業管理、監査業務に従事し、また経営者としての経験も豊富であることから、幅広い業務分野における知見と国際感覚を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。

上記の理由により、当社は、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。



## 生年月日

1959年12月14日

## 所有する当社の株式数

-株

## 在任年数

-年

## 取締役会出席状況

-回

## 監査等委員会出席状況

-回

## 略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月 運輸省(現 国土交通省) 入省  
1989年 4月 同省関東運輸局地域交通企画課長  
1990年10月 米国連邦運輸省 (短期在外研修)  
1995年 4月 運輸省航空局新東京国際航空課整備推進調整官  
1997年 5月 経済協力開発機構 (OECD) 日本政府代表部 参事官 (フランス・パリ駐在)  
2008年 7月 国土交通省港湾局港湾経済課長  
2010年 9月 同省港湾局総務課長  
2011年10月 同省大臣官房参事官 (海事担当)  
2012年 9月 同省大臣官房審議官 (国土政務局、自動車局)  
2016年 7月 同省近畿運輸局長就任  
2018年 4月 三菱自動車工業(株)執行役員就任  
2021年 6月 (公社) 全日本トラック協会 理事長就任  
2025年 6月 (公財) 交通エコロジー・モビリティ財団 理事長就任 (現任)

## 重要な兼職の状況

(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団 理事長  
認定NPO法人日本ハビタット協会会長  
北海道三菱自動車販売株式会社代表取締役会長 (非常勤)

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

若林陽介氏は、長年にわたる交通行政の経験に加え、民間企業や業界団体での経営の経験も豊富であることから、官民双方に通じた幅広い経験で培ったバランス感覚と、交通事業から行政、法務、組織運営に及ぶ高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。

上記の理由により、当社は、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日  
1977年6月11日

所有する当社の株式数  
一株

在任年数  
一年

取締役会出席状況  
一回

監査等委員会出席状況  
一回

### 略歴、当社における地位及び担当

2002年10月 TMI総合法律事務所入所  
2010年 4月 (出向) ヤフー(株) (現 LINEヤフー(株)) 法務部  
2017年 1月 TMI総合法律事務所 カウンセル就任 (現任)  
2018年 8月 Sansan(株) 社外取締役(監査等委員)就任  
2026年 4月 GMSグループ(株) 社外取締役(監査等委員)就任 (現任)

### 重要な兼職の状況

TMI総合法律事務所 カウンセル  
GMSグループ(株)社外取締役 (監査等委員)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

横澤靖子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、他企業での社外取締役経験も豊富であることから、企業法務に関する高度な専門性と独立した客観的視点による企業監督及び戦略的提言を行うことを期待したためであります。

なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 布施伸章氏、森正邦氏、若林陽介氏及び横澤靖子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 布施伸章氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。布施伸章氏の在任年数は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、布施伸章氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、当社は、森正邦氏、若林陽介氏及び横澤靖子氏が選任された場合は、各氏との間で同内容にて会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、布施伸章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。森正邦氏、若林陽介氏及び横澤靖子氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
- なお、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.optimusgroup.co.jp/ir/management/independence/>) に掲載しております。

<ご参考>

本総会において、第1号議案及び第2号議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役会の構成及び当社が取締役に期待する主な専門性と知見は以下のとおりです。

	当社における地位 (予定)	企業 経営	当社 事業	国際性	IT・DX	マーケ ティング	財務・会計 ・税務	法務・ 制度	内部 統制	主な経歴・資格等
山中 信哉	代表取締役社長	○	○	○		○			○	
ロバート・ アンドリュース・ヤング	取締役	○	○	○	○	○				
マーティン・ フレイザー・マッカラック	取締役	○	○	○	○	○				
ジョン・ スタターリ	取締役	○	○	○	○	○				
岩岡 廣明	取締役	○	○	○	○		○	○	○	
森 正邦	取締役（監査等委員/社 外/常勤）	○		○			○	○	○	
布施 伸章	取締役（監査等委員/社外）						○		○	公認会計士
若林 陽介	取締役（監査等委員/社外）	○		○				○		元国土交通省近畿運輸局長
横澤 靖子	取締役（監査等委員/社外）			○				○		弁護士

※上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や知見を表すものではありません。

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する中長期業績連動報酬制度の導入の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の年間報酬総額は、2016年4月14日開催の株主総会において、10億円以内とすることについてご承認をいただいておりますが、今般、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、対象取締役に中長期の企業価値向上に資するインセンティブを与えることを目的として、対象取締役に對し、当該年間報酬総額の範囲内で中長期業績連動報酬制度を導入することにつきご承認をお願いするものであります。

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数及び金銭の額の上限は下記2.（2）のとおり各業績評価期間につき108,000株以内、支給する金銭の額は3.6億円以内とし、交付する株式数に下記2.（2）の算定用終値（後記）を乗じた金額及び支給する金銭の額を含めて、対象取締役に支給する報酬の総額は、年額10億円以内とします。また、各対象取締役に對する具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、本議案において、取締役会の決定と記載する場合は、過半数が独立社外取締役に構成され、かつ独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた決定であります。

また、対象取締役は第1号議案が原案どおり承認可決されますと5名となります。

### 1. 中長期業績連動報酬制度の概要

中長期業績連動報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」という。）は、対象取締役に對し、当社取締役会が定める期間（以下「業績評価期間」という。なお、1回目の業績評価期間は、2026年4月1日から2029年3月31日までの3事業年度とし、その後は、毎年、4月1日から3年後の3月31日までの3事業年度とする。）の最終事業年度に到達すべき数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、最終事業年度実績の当該数値目標に對する達成度合に応じて算定される数の当社普通株式及び金銭を、対象取締役に報酬等として付与することを目的とする業績連動型の報酬制度であります。

なお、上記の各業績評価期間に係る本制度に基づく株式の付与及び金銭の支給は、対象取締役のうち、各業績評価期間の全期間を取締役として在任し、かつ本制度における各業績評価期間に係る株式の付与と金銭の支給の日当日においても取締役として在任することを条件とします。

### 2. 本制度における報酬等の内容

#### （1）本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、代表取締役及びそれ以外の対象取締役に對し、設定した基準ユニット数に当社取締役会であらかじめ設定した数値目標の達成度合を乗ずることによって各対象取締役に交付する株式数及び金銭の額を決定いたします。

当社は、各対象取締役に對し、下記算定式に基づき当該対象取締役が割当てを受けることとなる株式数の当社普通株式を割当てます。なお、当該当社普通株式は、取締役の報酬等として無償で交付されますが、その公正な評価額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値

(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値) (以下「算定用終値」という。)を基礎として当社取締役会が決定した額といたします。割当日は、各業績評価期間終了後に実施される前述の株式割当ての決定に係る取締役会決議の日から概ね1か月以内、取締役会が別途定める日といたします。なお、大株主である3名の現取締役が再任されました場合、当該3名につきましては、各業績評価期間の始まる前に、株式割当てに代えて金銭の受領を選択(以下「金銭選択」という。)するか決定いたします。

また、金銭報酬として、上記の株式数に算定用終値を乗じた金額を当社普通株式割当ての日に支給します。

上記の各対象取締役に交付する株式数及び支給する金銭の額は以下の算定式に従って算定いたします。なお、算定式の詳細は、当社取締役会で決定いたします。

#### 【算定式】

最終交付株式数=基準ユニット数 (①) ×100株×業績目標達成度合 (②)

最終金銭支給額=基準ユニット数×100株×業績目標達成度合×算定用終値 (③)

① 「基準ユニット数」は、対象取締役の役位に応じて、当社取締役会で決定します。1回目の業績評価期間については、基準ユニット数は、代表取締役120ユニット、その他の取締役60ユニットとし、1ユニットごとに100株の普通株式を交付することとします。

② 「業績目標達成度合」は、業績評価期間の最終事業年度における実績の当社取締役会があらかじめ決定した評価指標の達成度合に応じて、0%から300%までの範囲で、当社取締役会において決定します。業績評価指標は、連結営業利益、連結ROEとし、具体的な目標値や各指標の評価に使用する割合は、当社取締役会において決定します。

なお、ご参考までに、1回目の業績評価期間については、各指標目標に係る達成度合の算定式は以下のとおりとし、評価に使用する割合は、連結営業利益を80%、連結ROEを20%とする旨、当社取締役会にて決定しております。

(1) 連結営業利益に係る目標達成度合の算定式

(業績評価期間の最終事業年度の連結営業利益実績額 - 業績評価期間の直前の事業年度の連結営業利益の額 (2026年3月期98億37百万円)) / 51億63百万円 (あらかじめ取締役会で定めた中長期連結営業利益目標額 (150億円) - 業績評価期間の直前の事業年度の連結営業利益の額 (2026年3月期98億37百万円))

(2) 連結ROEに係る目標達成度合の算定式

業績評価期間の最終事業年度の連結ROEの実績値/あらかじめ取締役会で定めた中長期連結ROE目標 (15%)

③ 「算定用終値」は上記のとおり、当該支給の決定に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

#### (2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき、各業績評価期間に関して対象取締役に交付する株式数は合計108,000株以内、金銭で支給する報酬の金額は合計3.6億円以内といたします。

また、当社普通株式の発行済株式総数が株式併合又は株式分割若しくは株式無償割当て等によって増減した場合、本（２）の報酬等の上限もその比率に応じて合理的に調整いたします。

### （３） 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、上記１. のとおり、各業績評価期間の全期間を取締役として在任し、かつ本制度における各業績評価期間に係る株式の付与と金銭の支給の日当日においても取締役として在任していることを条件に、本制度に基づく報酬等を受ける権利を有し、これらのいずれかを充足しない場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

また、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」へに定める前年度以前で大幅な決算修正があった場合、または、コンプライアンス上の問題が発覚した場合等には、本制度に基づく報酬等を受ける権利の全部または一部を喪失することといたします。

### （４） 合併、会社分割等の経営組織変更が生じた場合の取扱い

当社は、当社の関係会社を含む各社において合併や大幅な組織再編等が実施され、その結果、（１）の当社取締役会で決定する算定式をそのまま適用することが当社の業績の実態を正しく反映しないことが見込まれる場合等は、改めてその取扱いを当社取締役会において決定いたします。また、必要に応じて、株主総会にその取扱いをお諮りいたします。

### （５） 2027年3月期及び2028年3月期の事業年度に係る業績連動報酬制度の取扱い

当社は、株主の皆様との利害の一致に関する取締役の意識付けを促進することを考慮し、本制度の1回目の業績評価期間終了及び支給までの間においても、本制度の一環として、2027年3月期及び2028年3月期の各単年度に係る業績に連動する形で同等の株式の付与及び金銭の支給をいたします。前記（３）及び（４）をはじめとする本制度の内容も同様に適用されます。

具体的には、各事業年度の期初に設定する親会社の所有者に帰属する当期利益の計画値に対する達成度合に応じて、株式の交付及び金銭の支給を実施いたします。株式数及び金額の上限は、株式数はそれぞれの事業年度ごとに108,000株以内、金銭で支給する報酬の金額はそれぞれの事業年度ごとに3.6億円以内とし、その算定式の詳細は、当社取締役会で決定いたしました。ご参考までに、その内容を以下のとおりお示しいたします。

## 【算定式】

最終交付株式数＝基準ユニット数（①）×100株×業績目標達成度合（②）

最終金銭支給額＝基準ユニット数×100株×業績目標達成度合×算定用終値（③）

① 「基準ユニット数」は、対象取締役の役位に応じて当社取締役会で代表取締役 120ユニット、その他の取締役 60ユニットとし、1ユニットごとに100株の普通株式を交付することと決定いたしました。

② 「業績目標達成度合」

（2027年3月期の算定式）

（2027年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の実績値 - 24億69百万円（2026年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の実績値）） / 7億31百万円（32億円（2027年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の計画値） - 24億69百万円（2026年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の実績値））

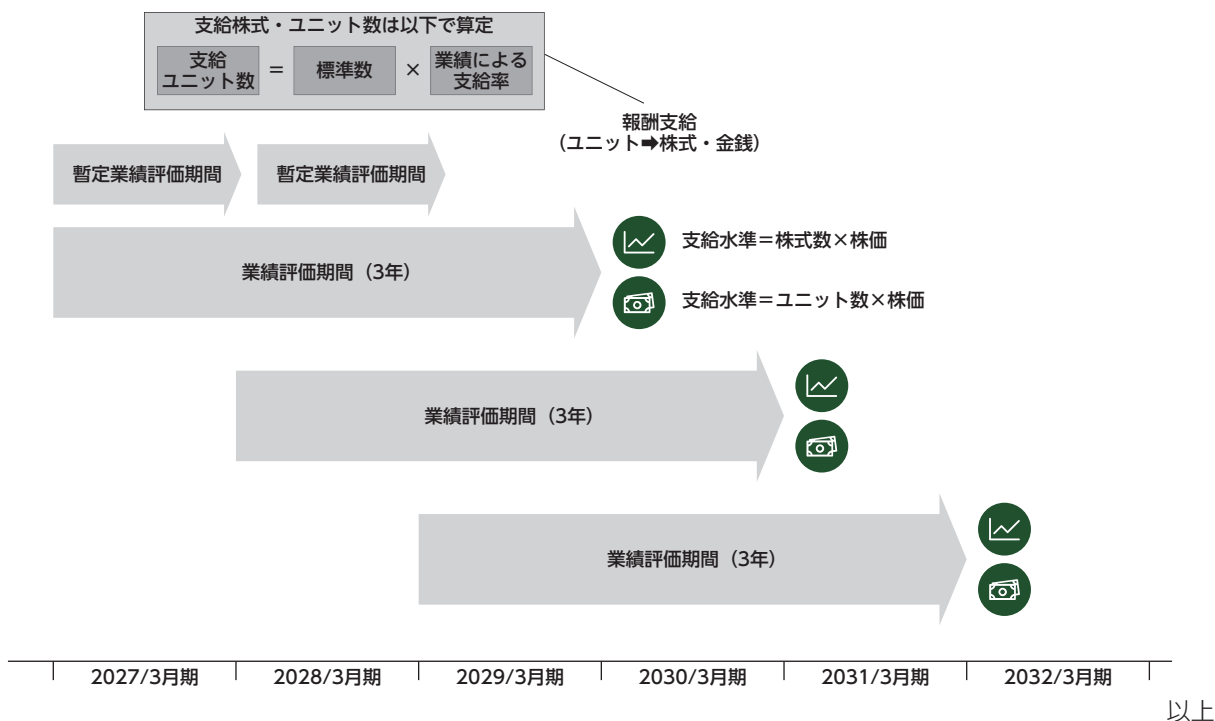
(2028年3月期の算定式)

(2028年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の実績値 - 2027年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の実績値) / (2028年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の2028年3月期の期初に設定した計画値 - 2027年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の実績値)

- ③ 「算定用終値」は当該支給の決定に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近の終値）とします。

以上の内容につきまして、ご参考として、以下図表にてお示しいたします。

### 各評価期間のイメージ



# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、金融緩和の効果やAI関連の設備投資等による下支えもあり、全体としては、底堅い成長を維持している一方、中東情勢など地政学的リスクの影響等もあり、世界経済は一層の不透明さを強めております。

当社グループの事業の集中するオセアニアでは、地政学的リスクの顕在化による直接的な影響は限られているものの、夫々に厳しい影響を受けた1年でした。当社グループの戦略市場であるオーストラリアでは、堅調な雇用環境も背景に新車の販売台数は前年度と同水準を維持している中、比較的廉価な環境対応車を販売する中国系ブランドの進出も目覚ましく、価格競争の激化等によりディーラーにとってより厳しい競争環境に直面した年でした。一方、従前からの主力市場であるニュージーランドでは、継続的な利下げによる効果は限定的で、足掛け2年に亘り軟調な経済環境が続きました。2026年1月に、従前、中古自動車需要を抑制していた要因の一つとされたクリーン・カー・スタンダード (CCS) が漸く緩和改訂され、蓄積された潜在的需要が急速に充足され始めました。

上記の市場環境の中、輸出入セグメントの中核事業子会社である(株)日貿における当連結会計年度の輸出販売台数は、2026年1月1日にCCSが緩和されたことによりニュージーランド向けの輸出販売台数が前連結会計年度よりも増加したことに加え、ニュージーランド市況低迷の間注力した新規市場および新規顧客の開拓策によりヨーロッパ向け輸出販売台数も伸長した結果、前年比18.1%増の49,611台となりました。

物流セグメントの中核事業子会社であるDolphin Shipping New Zealand Limitedにおいては、第4四半期連結会計期間に(株)日貿によるニュージーランド向けの輸出が回復してきたものの、船積みと輸送のタイミングのずれもあり、同社の輸送台数は30,009台と前年比10.3%減少となりました。一方、上述のヨーロッパ向け輸出の増加により大和ロジスティクスにおける売上が増加、また、Dolphin Shipping Australia Pty Limitedのオーストラリア向け輸送台数が前年比23.4%増加したほか、前第1四半期連結会計期間に買収したオーストラリアの新車内陸輸送事業会社であるAutocare Service Pty Ltdも引き続き堅調に推移し、物流セグメントの前年比増収・増益に貢献しました。

サービスセグメントにおいては、自動車ローン業務を手掛けるAuto Finance Direct Limitedにおいて貸出残高が増加したものの、金利低下の影響により金利収入は減少しました。一方で、Blue Flag Pty Ltdの自動車関連データサービス事業において売上が増加したほか、Auto Trader Media Group Limitedでは広告宣伝費の前年比減少により、増収・増益となりました。

検査セグメントにおいては、ニュージーランド向けの船積前検査台数が49,020台と前年比ほぼ同数 (同0.0%増) となったほか、他地域向けの検査台数等が増加したことにより、前年比で増収・増益となりました。

小売・卸売セグメントにおいては、オーストラリアの新車マルチディーラーであるAutopact Holdings Pty Ltd の新車・中古自動車販売台数は前年比で引き続き増加したものの、競争激化による新車1台当たりの粗利益低下及び人件費等の増加により、増収・減益となりました。

なお、当社グループは、2026年3月期の通期決算より国際財務報告基準（IFRS）を任意適用しており、前連結会計年度の数値についても、IFRSベースに組み替えて比較分析を行っています。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高3,155億7百万円（前年比17.3%増）、営業利益98億37百万円（同10.5%増）、税引前利益44億96百万円（前年比53.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益24億69百万円（前年比89.2%増）となりました。

	第11期 (2025年3月期)	第12期 (2026年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	268,825	315,507	46,682増	17.3%増
営業利益	8,900	9,837	937増	10.5%増
税引前利益	2,919	4,496	1,576増	53.9%増
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,305	2,469	1,164増	89.2%増

セグメント別の状況は次のとおりであります。

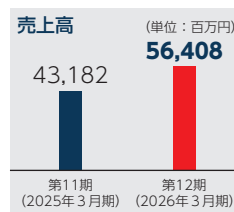
### 輸出入セグメント

売上高

**564億8百万円**

(前連結会計年度比30.6%増)

輸出入では、前述のように中核子会社である(株)日貿の販売台数増加などにより、売上高は564億8百万円（前年比30.6%増）、セグメント利益は13億84百万円（同81.7%増）となりました。



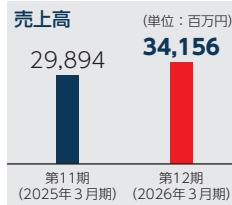
## 物流セグメント

売上高

**341億56百万円**

(前連結会計年度比14.2%増)

物流では、前述のように中核子会社であるDolphin Shipping New Zealand Limitedの輸送台数減少により同社の売上は減少したものの、大和ロジスティクスでのヨーロッパ向け輸出入取扱件数増加による売上増加、Dolphin Shipping Australia Pty Limited及び前第1四半期連結会計期間に取得したAutocare Service Pty Ltdの収益が貢献した結果、売上高は341億56百万円（前年比14.2%増）、セグメント利益は27億32百万円（同69.9%増）となりました。



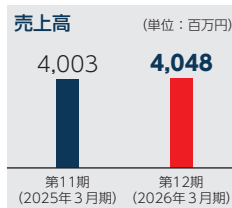
## サービスセグメント

売上高

**40億48百万円**

(前連結会計年度比1.1%増)

サービスでは、前述のように自動車ローン業務を手掛けるAuto Finance Direct Limitedにおいて貸出残高が増加したものの、金利の低下の影響により金利収入は減少しました。一方で、Blue Flag Pty Ltdの自動車関連データサービス事業において売上が増加したほか、Auto Trader Media Group Limitedでは広告宣伝費の減少により、売上高は40億48百万円（前年比1.1%増）、セグメント利益は6億18百万円（同18.2%増）となりました。



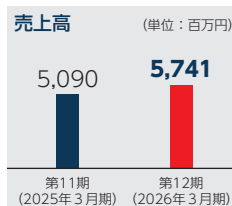
## 検査セグメント

売上高

**57億41百万円**

(前連結会計年度比12.7%増)

検査では、前述のようにニュージーランド向けの船積前検査数量が前年比ほぼ同数となったほか、他地域向けの検査台数等が増加したことにより、売上高は57億41百万円（前年比12.7%増）、セグメント利益は10億88百万円（同209.5%増）となりました。



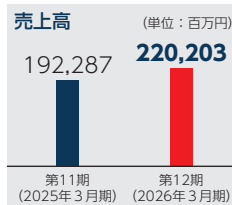
## 小売・卸売セグメント

売上高

**2,202億3百万円**

(前連結会計年度比14.5%増)

小売・卸売では、前述のようにオーストラリアの新車マルチディーラーであるAutopact Holdings Pty Ltdでは新車・中古自動車販売台数は前年比で引き続き増加したものの、競争激化による新車1台当たりの粗利益低下及び人件費等の増加の結果、売上高は2,202億3百万円（前年比14.5%増）、セグメント利益は46億8百万円（同27.3%減）となりました。



## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額9,214百万円（無形資産への投資を含む）であり、その主なものは、以下のとおりです。

- ・物流セグメント：陸送用輸送車両等 1,025百万円
- ・小売・卸売セグメント：ディーラー設備店舗及び土地等 7,967百万円

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度末において、2026年3月に永久劣後特約付きローンの実行により、105億円の資金を調達いたしました。

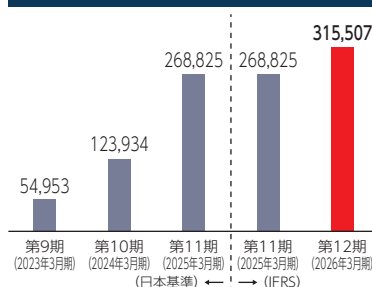
## ④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

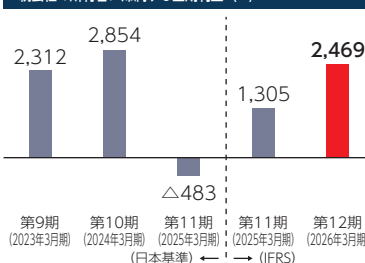
## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

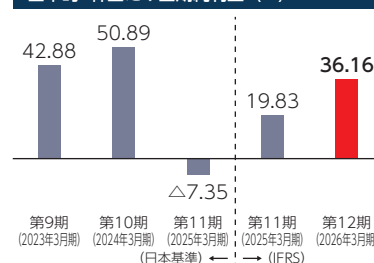
売上高 (単位：百万円)



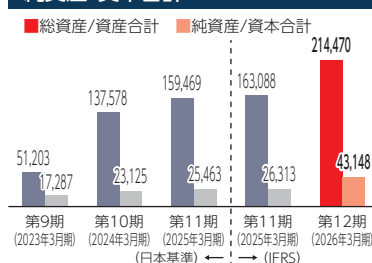
親会社株主に帰属する当期純利益 (△) / 親会社の所有者に帰属する当期純利益 (△) (単位：百万円)



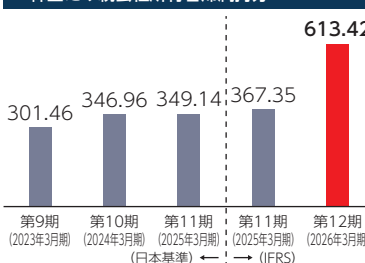
1株当たり当期純利益 (△) / 基本的1株当たり当期純利益 (△) (単位：円)



総資産/資産合計 純資産/資本合計 (単位：百万円)



1株当たり純資産/1株当たり親会社所有者帰属持分 (単位：円)



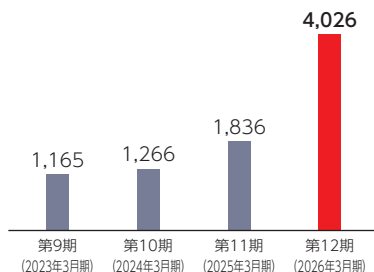
	日本基準			IFRS	
	第9期 (2023年3月期)	第10期 (2024年3月期)	第11期 (2025年3月期)	第11期 (2025年3月期)	第12期 (当期) (2026年3月期)
売上高	(百万円) 54,953	123,934	268,825	268,825	315,507
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失(△)/親会社の所有者に帰属する当期純利益(△)	(百万円) 2,321	2,854	△483	1,305	2,469
1株当たり当期純利益又は損失(△)/基本的1株当たり当期純利益(△)	(円) 42.88	50.89	△7.35	19.83	36.16
総資産/資産合計	(百万円) 51,203	137,578	159,469	163,088	214,470
純資産/資本合計	(百万円) 17,287	23,125	25,463	26,313	43,148
1株当たり純資産/1株当たり親会社所有者帰属持分	(円) 301.46	346.96	349.14	367.35	613.42

- (注) 1. 第12期より「国際財務報告基準(IFRS)」を適用して連結計算書類を作成しております。また第11期についてもIFRSに準拠した数値を併せて記載しております。  
 2. 区分において、科目等の表記が日本基準とIFRSとで異なる場合は、「日本基準/IFRS」の順で併記しております。  
 3. 親会社株主に帰属する当期純利益又は損失(△)/基本的1株当たり当期純利益又は損失(△)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。  
 4. 1株当たり純資産/1株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。  
 5. 第10期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第9期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

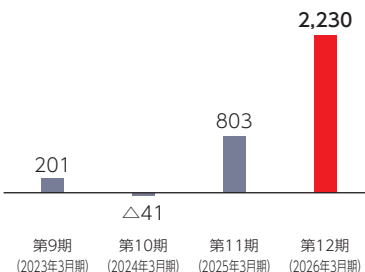
### 営業収益

(単位：百万円)



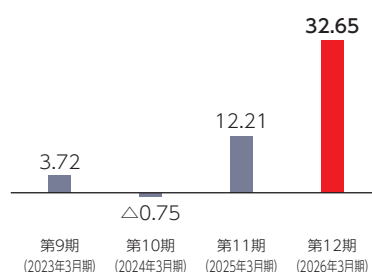
### 当期純利益又は損失(△)

(単位：百万円)



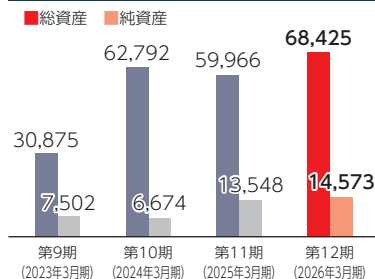
### 1株当たり当期純利益又は損失(△)

(単位：円)



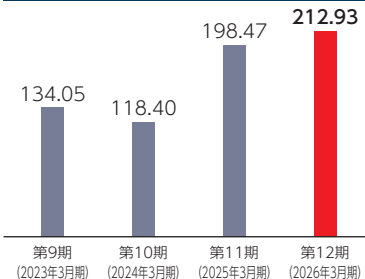
### 総資産/純資産

(単位：百万円)



### 1株当たり純資産

(単位：円)



		第9期 (2023年3月期)	第10期 (2024年3月期)	第11期 (2025年3月期)	第12期 (当期) (2026年3月期)
営業収益	(百万円)	1,165	1,266	1,836	4,026
当期純利益又は損失(△)	(百万円)	201	△41	803	2,230
1株当たり当期純利益又は損失(△)	(円)	3.72	△0.75	12.21	32.65
総資産	(百万円)	30,875	62,792	59,966	68,425
純資産	(百万円)	7,502	6,674	13,548	14,573
1株当たり純資産	(円)	134.05	118.40	198.47	212.93

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は損失(△)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社日貿	10百万円	100.0	中古自動車の仕入れ及び輸出版売
Universal Finance Company Limited	53百万ニュージーランドドル	100.0	サービス事業における子会社の統括
Dolphin Shipping New Zealand Limited	3百万ニュージーランドドル	100.0	中古自動車の非船舶運航
株式会社JEVIC	10百万円	100.0	中古自動車の輸出前検査
Autopact Holdings Pty Ltd	202百万オーストラリアドル	100.0	新車及び中古自動車販売会社の統括
Autocare Services Pty Ltd	21百万オーストラリアドル	100.0	自動車の陸上輸送

### (4) 対処すべき課題

当社グループは持続的な成長を実現するため、以下の項目を対処すべき重要な経営課題と認識し、鋭意取り組んでまいります。

#### ① 既存事業の収益力強化

当社グループは、ニュージーランド向けの中古自動車輸出をコアとして、輸出に係る検査・検疫、海上輸送、車検、販売、ローン、メンテナンスなどの各種事業を一貫して行うことを強みとしております。当社グループが同国以外の地域で新たな事業を展開する中であっても、この既存事業は引き続き当社グループの主要な事業です。同国においては常に高い水準のマーケットシェアを確保しつつ、欧州や南アジア地域への同事業拡大や、オンライン自動車売買取引サイト運営事業などによって、既存事業の収益力を一層強化することが重要と認識しております。

#### ② 新規事業による成長

当社グループは、リスク分散を図りながら持続的な成長を図るため、オーストラリアを中心に、ニュージーランド以外の地域で市場特性に応じた新たな事業を展開しております。近年においては、オーストラリアでは大手新車ディーラー、大手自動車物流会社を買収するなど積極的に投資を行い、事業の機会創出と多角化を進めております。これら新たな事業を中心にプラットフォームを形成し、新規事業の自律的成長および既存事業も含めた事業間の相乗効果を発揮することで、ニュージーランド以外の地域でも確固たるポジションを築いてまいります。

#### ③ 効率化追求による経営コストの削減

当社グループは、事業拡大に対応すべく運営体制を強化しております。更なる成長に向けて、各事業の人材・システム・施設などのリソースの共有や統合、内外間接部門業務のシェアードサービス化推進などを通じ、経営コストを

削減しております。その中で、将来に必要な仕組み作りの先行支出も厳選の上で対応しております。

また、利益の積み上げを基本とする財務体質の強化によって資本効率を向上させると共に、今後一層旺盛になることが見込まれる資金需要に応えるために、資金の現地調達を進めてまいります。

#### ④ 事業発展を支える市場政策と人的資源の確保

当社グループは、多くのステークホルダーから当社グループに対する一層の理解と支持を得るため、現在の経営状況や事業活動のみならず、中期的な事業戦略等の様々な情報を市場に対して適時適切に伝えるIR/PR/広告などのコミュニケーション活動を充実させています。

また、既存事業や新規事業を担って成長戦略を牽引する、各事業及びグループ経営の中核人材を確保し、育成してまいります。

#### ⑤ サステナビリティに関する取り組み

当社グループは、設立以来「正しく公平な経営により、最善の貢献を図る」の経営理念のもと、以下の3つのビジョンを掲げています。

- 楽しく安全な移動手段と、一人一人に最適なサービスを提供する事業を究める
- 新しい価値や革新的なサービスを創り出し、未来に向かって事業を拓く
- すべてのステークホルダーと自然との共栄を図り、世界人としてグローバル社会の発展に貢献する

私たちはこのビジョンに示された環境、社会、経済の分野に事業を通じて取り組むことで、サステナブルな社会の実現に貢献していきます。

具体的には、以下のマテリアリティ（重要課題）を特定し、各マテリアリティについて、グループ全体で取り組んでまいります。

#### ■ 安全な交通社会の維持・発展

主に中古自動車の検査事業を通じ、国内外の安全基準の順守を徹底し、安全な交通社会の維持・発展に貢献します。

#### ■ 気候変動の抑制

事業拠点での再生可能エネルギー由来電力の導入、低燃費自動車の取り扱い、輸送効率化など、事業活動全般に於いて気候変動の抑制に貢献します。

■ 循環型社会形成の促進

中古自動車事業を通じ、自動車のライフサイクル延長による資源の有効活用を推進し、循環型社会（サーキュラー・エコノミー）の形成に貢献します。

■ 生物多様性の再生・保全

中古自動車の検査事業を通じ、種苗や虫などの国外への拡大を防ぎ、生物多様性の再生・保全に貢献します。

■ 人権の尊重

全ての人が個として尊重され、安全な職場環境でいきいきと活躍出来る組織・体制を構築し、人権の尊重に貢献します。

■ コミュニティへの支援

多様性（ダイバーシティ）を尊重し、すべての人が活躍できる社会基盤とコミュニティの構築に貢献します。

■ 公正で透明性の高い事業体制作り

各国の法令や規定、社会通念に従い、全てのステークホルダーにとって公正で透明性の高い事業体制を作ります。

なお、グループのサステナビリティ管理体制は、当社取締役会を最高意思決定機関とした上で、サステナビリティ推進委員会において、グループ全体の方向性や方針、施策内容、規模等について協議の上で取締役会に上程し、評価や承認を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
輸出入	主に日本のオークションにて仕入れた中古自動車の海外現地ディーラーへの販売等
物流	日本からの中古自動車の海外市場への輸出に伴う海上輸送、及びオーストラリアでの新車の陸上輸送等
サービス	オーストラリアでの自動車データサービス事業、ニュージーランドでの金融サービス事業、オンライン自動車売買取引サイト運営等の幅広い自動車関連サービス
検査	日本からの中古自動車の輸出に付随する船積前検査・検疫業務、及びニュージーランドにおける輸入自動車の検査や国内車検業務
小売・卸売	オーストラリアにおける新車及び中古自動車の販売事業、ニュージーランドにおける中古自動車卸売等

## (6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

### ① 当社

本社	東京都港区
----	-------

### ② 重要な子会社

事業区分	会社名
輸出入	株式会社日貿 (三重県伊勢市)
物流	Dolphin Shipping New Zealand Limited (ニュージーランド)
物流	Autocare Services Pty Ltd (オーストラリア)
サービス	Universal Finance Company Limited (ニュージーランド)
検査	株式会社JEVIC (神奈川県横浜市)
小売・卸売	Autopact Holdings Pty Ltd (オーストラリア)

(注) 表中の「会社名」における ( ) 内は、国内子会社については本社所在地、海外子会社については本社所在国であります。

## (7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
輸出入	82 (1) 名	7名増 (1名増)
物流	411 (125) 名	8名減 (13名増)
サービス	98 (2) 名	12名増 (4名減)
検査	247 (43) 名	7名増 (12名増)
小売・卸売	1,864 (78) 名	210名増 (2名増)
全社 (共通)	32 (6) 名	増減なし (増減なし)
その他	21 (0) 名	14名増 (増減なし)
合計	2,755 (255) 名	242名増 (24名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数 (人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。) は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、純粋持株会社である当社に所属しているものであります。
3. その他として記載されている従業員数は中間持株会社であるOptimus Group Australia Pty Ltd、Optimus Group New Zealand Pty Ltdに所属しているものであります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32 (6) 名	増減なし (増減なし)	50.63歳	4.85年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数 (人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。) は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. 当社は㈱日質の単独株式移転により2015年1月に設立されたため、平均勤続年数は、設立日以降の状況を記載しております。

### ③ 企業集団の女性管理職比率

事業区分	女性比率	女性管理職比率
輸出入	61.6%	35.7%
物流	20.6%	27.9%
サービス	41.4%	18.2%
検査	21.6%	13.9%
小売・卸売	24.0%	20.0%
全社（共通）	53.1%	27.8%
その他	71.4%	54.6%
合計	25.5%	22.1%

- (注) 1. 全社（共通）として記載されている使用人数は、純粋持株会社である当社に所属しているものであります。  
2. その他として記載されている従業員数は中間持株会社であるOptimus Group Australia Pty Ltd、Optimus Group New Zealand Pty Ltdに所属しているものであります。

### (8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行(注1)	18,740
株式会社三菱UFJ銀行	15,448
フロアプラン融資 (注2)	44,400

- (注) 1. 2026年3月に実行した永久劣後特約付きローンは、連結計算書類上、資本として扱われる為、上記残高には含めておりません。  
2. 連結子会社であるAutopact Holdings Pty Ltdにおける車両仕入用の借入であり、主要な借入先として、Angle Auto Financeなどが含まれます。

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 **240,000,000株**
- ② 発行済株式の総数 **77,027,180株**  
(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式数の総数は179,760株増加しております。
- ③ 株主数 **20,409名** (前期末比1,055名増加)
- ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
山中 信哉	12,327,080	18.01
ロバート・アンドリュース・ヤング	8,391,960	12.26
マーティン・フレイザー・マッカラック	8,391,960	12.26
内藤 征吾	2,287,200	3.34
HIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社	1,390,100	2.03
光通信KK投資事業有限責任組合	1,137,500	1.66
浜本 憲至	732,000	1.06
大和証券株式会社	638,068	0.93
花光 雅丸	545,400	0.79
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	446,831	0.65

- (注) 1. 当社は、自己株式を8,583,772株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項  
該当事項はありません。

## (3) 株式等の政策保有に関する方針

### ① 上場株式の政策保有

取引関係の維持・発展、業務提携等の事業展開の便益、保有に伴うリスク及び当社の資本コスト等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合に保有する。また、上場株式を政策保有する場合には、保有の合理性を精査し、保有の適否を検証し、取締役会に報告する。

なお、当事業年度の末日において上場株式を政策保有しておりません。

### ② 政策保有する株式の議決権行使

上場株式を政策保有する場合には、当社グループの中長期的な企業価値の向上及び当該株式の発行体の企業価値向上に資するか否かを総合的に判断して議決権を行使する。

## (4) 会社役員 の 状況

### ① 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 中 信 哉	株式会社日貿 代表取締役社長
取締役	ロバート・アンドリュー・ヤング	株式会社日貿 取締役 Universal Finance Company Limited 取締役
取締役	マーティン・フレイザー・マッカラク	Dolphin Shipping New Zealand Limited 取締役 Autocare Services Pty Ltd 取締役
取締役	ジョン・スタターリ	Autopact Holdings Pty Ltd 取締役 Autocare Services Pty Ltd 取締役
取締役	岩 岡 廣 明	
取締役 (監査等委員・常勤)	長 崎 伸 郎	株式会社日貿 監査役 株式会社JEVIC 監査役
取締役 (監査等委員)	伊 藤 真 弥	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー
取締役 (監査等委員)	布 施 伸 章	布施公認会計士事務所 所長 合同会社会計・監査リサーチセンター 代表社員 NFパートナーズ合同会社 代表社員
取締役 (監査等委員)	長 田 太	

(注) 1. 取締役 (監査等委員) 長崎伸郎、伊藤真弥、布施伸章及び長田太の各氏は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制については次のとおりであります。

委員長 長崎伸郎、委員 伊藤真弥、委員 布施伸章、委員 長田太

なお、長崎伸郎氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び使用人等からの情報収集、重要な社内会議への出席並びに内部監査部門との連携を密に図ることにより、監査及び監督機能の実効性を高めるためであります。

3. 当社は、取締役 (監査等委員) 長崎伸郎、布施伸章及び長田太の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、伊藤真弥氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員としての指定、届出はしておりません。

4. 取締役 (監査等委員) 長崎伸郎氏及び布施伸章氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・取締役 (監査等委員) 長崎伸郎氏は、事業会社で長年にわたり経理業務に従事し、海外子会社の経理担当役員を務めたほか、商社の監査役及び社外取締役、保険会社の執行役員を務めた経歴を有しております。
- ・取締役 (監査等委員) 布施伸章氏は長年にわたる監査法人での会計監査業務経験に加え、日本の会計基準の策定に関与し、また公認会計士及び中小企業診断士としての優れた専門性を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としております。

## ③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			
			固定報酬	業績連動報酬	その他	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	5名 (-)	247百万円 (-)	201百万円 (-)	46百万円 (-)	- (-)	- (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (4)	43百万円 (43百万円)	43百万円 (43百万円)	- (-)	- (-)	- (-)
合計 （うち社外取締役）	9名 (4)	290百万円 (43百万円)	244百万円 (43百万円)	46百万円 (-)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く。）は5名、社外取締役（監査等委員）は4名であります。  
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年4月14日開催の臨時株主総会において、年額10億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。  
 4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年4月14日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名です。

### ロ. 当事業年度に係る業績連動報酬の運用

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たりましては、取締役会の諮問を受けた指名・報酬諮問委員会が、取締役会において決議された「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に基づいて判断の上、取締役会に答申し、取締役会は当該答申に基づいて決定しております。したがって、同方針に沿うものであると判断しております。

全社業績及び担当部門業績は、前事業年度計画の達成度を定量評価し、中長期的成長や当社グループへの貢献は定性評価いたしました。

取締役の個人別の報酬額の決定は、取締役会の決議により代表取締役社長に一任しております。取締役の個人別の報酬額を決定するには、当社の経営を統括する代表取締役社長に最終判断を委ねるのが適切と判断したことによります。代表取締役社長は、取締役会の諮問を受けた指名・報酬諮問委員会が慎重な審議を重ねた上で取締役会に提出した答申に基づいて判断しております。

#### ④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社では、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、メンバーの過半数及び委員長を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会における検討を経て、2021年2月15日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（以下、「決定方針」といいます。）を決議しました。その後、同委員会における検討結果を踏まえて、2024年2月14日、同年9月18日、および2026年3月17日開催の取締役会において同方針の改定を決議しております。

（以下の記載における「中長期業績連動報酬」に関する内容は、本総会 第3号議案にて「中長期業績連動報酬」の導入をご承認いただくことを前提としたものです。）

##### イ. 決定方針の概要

- (1)当社は、企業価値の持続的な向上を経営の重要課題のひとつと考えており、コーポレートガバナンスコードにおいては「役員報酬は企業の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する」ことが求められていることも踏まえ、業務執行取締役の通常報酬は、株主利益に連動した報酬体系として、固定報酬、短期業績に応じて金額が変動する短期業績連動報酬、中長期業績に応じて変動する中長期業績連動報酬で構成する。
- (2)当社グループの企業価値を極めて大きく向上させる事案において多大な貢献があった場合には、通常報酬とは別に、一過性の特別報酬を支給する。
- (3)監査等委員である取締役は、その独立性の観点から、固定報酬のみとする。
- (4)取締役の年間報酬総額は、2016年4月14日開催の株主総会にて決議された金額の範囲内とする。
- (5)報酬額の水準は、他社の水準、各取締役の職責、従業員給与の水準との比較等を総合的に勘案して決定する。
- (6)通常報酬のうち、固定報酬と短期業績連動報酬の支払いは、12か月で均等割りした月例とする。中長期業績連動報酬は一定の支給日を定め、その日に一括で支給する。
- (7)通常報酬および特別報酬に係る制度の詳細は、取締役会の諮問を受けた指名・報酬諮問委員会が審議し、取締役会に答申する。
- (8)固定報酬と短期業績連動報酬、中長期業績連動報酬（標準額の場合）の合計に対する短期業績連動報酬、中長期業績連動報酬の割合は、職位が上位の取締役ほど大きくする。監査等委員である取締役を除く取締役全体の平均を概ね3割にて設定する。

##### ロ. 短期業績連動報酬の算定方法決定に関する方針

- (1)短期業績連動報酬は、各取締役が企業価値向上の意識をより高めることを狙いとし、①全社（グループ連結）業績に対する評価、②担当部門業績に対する評価、③長期的成長やグループ全体業績への貢献を含む活動に対する評価、の3項目で決定する。

#### ハ. 中長期業績連動報酬の算定方法決定に関する方針 未定

(本総会 第3号議案にてご承認いただきました後、中長期業績連動報酬の内容を反映する予定です。)

#### 二. 毎年の報酬額決定の手続き

(1) 監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬は、取締役会の諮問に基づいて指名・報酬諮問委員会が本方針を踏まえて審議し、答申がされたあと、取締役会が決定する。

#### ホ. 特別報酬

(1) 将来に亘って恒常的に多額の利益貢献が見込まれる事案を実現、直接的な利益貢献はなくとも当社グループの運営管理やレピュテーションを画期的に改善・向上する等、企業価値を極めて大きく向上させる事案において多大な貢献があった取締役に、貢献度合いに応じて支給する。

#### ヘ. その他の重要な事項

(1) 前年度以前で大幅な決算修正があった場合、または、取締役本人、担当部門、全社（グループ全体）においてコンプライアンス上の問題が発覚した場合等には、報酬支給の前後にかかわらず、所定の手続きにより、報酬の全額または一部の返還を求めることがある。

### ⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

・ 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、当社及び当社子会社の取締役、監査役ならびに執行役員等（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者としており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者が、その職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補填するものであり、1年毎に契約を更新しております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、保険契約の更新時には、補償内容等の妥当性を精査・検討し、取締役会決議を経て更新をしております。

### ⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役（監査等委員）伊藤真弥氏は西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナーであります。西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）布施伸章氏は布施公認会計士事務所の所長、合同会社会計・監査リサーチセンターの代表社員及びNFパートナーズ合同会社の代表社員であります。各社と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
<p>取締役（監査等委員） 長 崎 伸 郎</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。経理・内部監査等の管理部門に関する高い知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。</p> <p>この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。</p>
<p>取締役（監査等委員） 伊 藤 真 弥</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と高い専門的知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。</p> <p>この他、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。</p>
<p>取締役（監査等委員） 布 施 伸 章</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての財務・会計に関する豊富な実務経験と高い専門的知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。</p> <p>この他、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。</p>
<p>取締役（監査等委員） 長 田 太</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。交通関連の事業、行政、法務及び組織運営に関する高い知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。</p> <p>この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。</p>

## (5) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	159
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	159

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst&Youngのメンバーファームによる監査を受けております。なお、当該メンバーファームにより受けている監査のうち当社グループの連結財務諸表監査に関わる監査報酬等については当社で負担しており、上記当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額に52百万円含まれております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合のほか、会計監査人の独立性又は監査品質に問題が生じ、適正な監査の遂行に支障があると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の適格性、独立性や監査品質等を総合的に勘案し、適切な監督を行った上で解任又は不再任の是非を判断し、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出することを方針としています。

解任又は不再任の場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

### **3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況**

#### **(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要**

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を策定しており、以下はその一部であります。

##### **① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ・ 当社は、コンプライアンス規程及び社内会議規程に基づき、コンプライアンスを経営の基本方針と定め、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスに係る体制を構築し、推進する。
- ・ 当社は、内部監査室を設置し、当社及び子会社のコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を適宜実施する。内部監査室はその結果を、当社の代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び経営会議に報告する。

##### **② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ・ 企業秘密及び個人情報等を管理するため機密情報管理規程、個人情報保護管理規程及び情報セキュリティ管理規程を定め、適正な取り扱いを行う。また、社内外を問わず業務上重要な情報を保存及び管理するため文書管理規程を定める。
- ・ 取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る記録についても、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

##### **③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ・ 当社及び子会社におけるリスク管理の推進のため、リスク管理規程及び社内会議規程に基づきリスク管理委員会を設ける。
- ・ 当社の取締役会、リスク管理委員会等において、当社及び子会社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

##### **④ 当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ・ 当社は、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、職務の執行を行い、これらの規程、社内会議規程、グループ会社管理規程、経営計画策定規程等に基づき、適切な審議及び決定を行う。

**⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・ 当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、グループ会社管理規程を定めて企業集団各社の重要事項の決定、事業の状況等に関し情報の共有化を図るとともに、企業集団各社が各種規程を整備する等により企業集団全体の内部統制システムを構築し、その有効かつ適切な運用を進める。

**⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合における当該取締役又は使用人に関する事項**

- ・ 監査等委員会はその職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人の員数や求められる資質については、取締役会と協議の上決定する。

**⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価、異動、懲戒処分等の人事に係る事項の決定には、事前に監査等委員会の同意を必要とする。

**⑧ 当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制**

- ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査等委員会に対して、重大な法令違反、定款違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合には、速やかに報告及び情報提供を行う。

**⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ・ 当社及び子会社の取締役、使用人等は、通報等の行為を理由として通報者に対する解雇、懲罰、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。また、報復行為を行った取締役及び使用人等に対して、就業規則等の定めに従って処分を科することができるものとする。

**⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ・ 監査等委員がその職務の執行について必要な費用を支払った時は、その債務の処理を速やかに行う。

### ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会は、代表取締役及び取締役との定期的な意見交換、内部監査室との定期的な情報交換、監査等委員会規則、監査等委員会監査基準に基づく会計監査人との定期的な意見及び情報の交換により、相互に緊密な関係を保つ。
- ・ 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができるものとする。
- ・ 監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の3者の会議「三者打ち合わせ」を開催し、その実効性を高めることにより、情報の共有化、経営の効率化及び監査品質の向上を図る。

### ⑫ 反社会的勢力排除への対応方針

- ・ 当社及び子会社は、社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から反社会的勢力との関係を遮断することの重要性を十分認識し、企業集団全体として取り組みを実施するために「反社会的勢力排除にかかる基本方針」を定める。

### ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則、一般に公正妥当と認められる会計基準、コンプライアンス規程、経理規程及び財務規程に基づき、常に投資家の視点に立つとともに、透明性が高く健全な企業経営の実践の一環として、迅速及び正確、並びに適切な会計処理及び開示を行う。また、当社は、金融商品取引法等に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、内部監査規程及び財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用（モニタリングを含む。）を行うとともに、その有効性を評価する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社から成る企業集団における「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく体制の運用状況のうち、主なものは以下のとおり。

### ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの状況の把握と、コンプライアンス違反の防止に積極的に取り組んでいる。当事業年度下期より四半期開催に変更し、当事業年度はコンプライアンス委員会を3回開催している。

- ・同委員会では、当社グループのコンプライアンス研修計画を定め、当社及び子会社の役員及び使用人に対して、職場のハラスメント防止、インサイダー取引規制、情報セキュリティ等に関する教育を実施し、コンプライアンスに対する意識の向上と不正の防止に努めている。
- ・コンプライアンス違反の未然の防止、早期発見による自浄機能の向上を目的として、コンプライアンス相談窓口を設けている。社内相談窓口の他に、当社の顧問法律事務所を社外相談窓口としている。相談者の希望により、女性担当者も指定できるようにしている。
- ・当社及び子会社における内部監査については、当社の内部監査室において、内部監査計画に基づき実施している。

## ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・機密情報管理規程に基づき、総合企画ユニット長が情報管理責任者として、情報の保存及び管理に関する体制整備の推進に責任を負っている。
- ・重要な情報の公表及び重要な情報管理に関する規程、規則等の制定は、当社の取締役会の承認を得て行っている。また、当事業年度においても、スキャンデータ格納先における、データの定期的な自動削除や、プリントアウト時のカード認証印刷により資料の置き去りを防止することで、情報漏洩対策を実施している。
- ・文書管理規程に基づき、取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定の議事録、決裁済み稟議書など業務執行等に関する記録についても、総合企画ユニットで適正に保存及び管理している。

## ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの事業活動、管理運営又は当社役職員に負の影響を及ぼす可能性がある様々なリスクの管理と、対応策の推進及び統括を行っている。当事業年度下期より四半期開催に変更し、当事業年度はリスク管理委員会を3回開催している。
- ・同委員会では、予見されるリスクを洗い出し、当社及び子会社が取り組むべき対策を明確にしている。
- ・当社では同規程に基づき、緊急事態が発生した際に、役員ならびに社員の安全を確保しながら当社の事業を適切に継続、運営するために「株式会社オプティマスグループ 事業継続計画」を定めている。
- ・諸リスクの低減、除去に向けた取り組みについては、内部監査により確認を行っている。

- ④ **当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・ 当社は、社内規程により取締役会の決議事項等の意思決定方法を明確に定めており、取締役会（当事業年度に16回開催）、経営会議（当事業年度に24回開催）において、所定の事項を審議し、効率的かつ機動的な経営意思決定を行っている。
- ⑤ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・ 当社及び子会社の経営管理につきましては、事業管理ユニットを中心に関連ユニットが担っている。同ユニットは、経営について子会社における地域の特殊性を考慮し、企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、グループ会社管理規程に従い、子会社の経営管理体制を整備及び統括している。また、子会社は、当社へ事業の状況に関し定期的な報告をし、経営上の重要な意思決定につき、当社の主管部門へ事前に承認申請又は報告を行っている。
  - ・ 内部監査室は、当社及び国内外の子会社を含めて定期的な監査を実施しており、法令・社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等について独立・客観的評価を実施している。
- ⑥ **当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制**
- ・ 内部通報規程を制定し、通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設けており、法律事務所、総合企画ユニット、内部監査室及び監査等委員会を社内外の窓口として内部通報制度の活性化に努めている。
- ⑦ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・ 当社では、内部通報規程の定めにより、通報者が不利益を被ることがないように罰則を設け、通報者及び通報内容の個人情報の保護に努めている。

### ⑧ 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会は、監査等委員 4 名で構成されており、全員が社外取締役である。当事業年度において、監査等委員会は15回開催し、監査に関する重要な事項についての報告、協議及び決議を行っている。
- ・ 当社の監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等の重要な社内会議に出席し、また、子会社に対しては、重要な会議等への出席の他、拠点への往査や重要な書類の監査を実施し、業務の執行状況を直接確認している。
- ・ 当事業年度に、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の「三者打ち合わせ」（年 4 回）を開催する等して、発見事項や課題を共有するなど、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の監査との連携を図ることで、監査の実効性を高めている。

### ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ・ 当社は、企業としての社会的責任を果たし、当社、子会社、その他利害関係者等が被害を受けることを防止し、反社会的勢力を当社及び子会社の一切の取引から排除するために、反社会的勢力対策規程を定め、管理体制を整備している。
- ・ 当社及び子会社において不当要求防止責任者を選任し、外部情報の収集体制及び内部連絡体制を構築している。
- ・ 当社は、当社及び子会社での反社会的勢力に関する一元的な情報管理及び蓄積をすすめている。新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、反社会的勢力排除を目的とした事前調査を行っている。
- ・ 使用人等に対する不当要求についての対応指導及び教育を行っている。

### ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備

- ・ 当社では、決算統括ユニットをはじめとして財務報告を迅速かつ正確に行うことのできる体制を構築している。当社の各ユニットは自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めている。
- ・ また、財務報告に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には決算統括ユニットへ通知され、関連ユニットと協議のうえ、適正に財務報告を行うことができる体制の構築を行っている。
- ・ 内部監査室は、内部監査規程及び財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、財務報告の信頼性が確保されているかを内部統制の観点から検証し、重要な不備がないことを確認している。

## 4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業投資による企業価値向上と、配当による株主還元をともに経営上の重要課題の一つと位置付けております。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当及び期末配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当を行う基準日は毎年9月30日、期末配当を行う基準日は毎年3月31日であります。

毎事業年度における配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針であります。

自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

内部留保資金の用途につきましては、将来のM&A等による事業展開、設備投資等に役立てたいと考えております。

配当額につきましては、短期的な利益水準の変動に関わらず、安定的かつ累進的に配当することで株主様への還元水準の頑健性を高めるべく、株主資本に連動して配当総額を定める指標であるDOE（連結株主資本配当率）を採用し、その水準を4.5%程度を目標としております。

当該指標に基づく配当額算出に当たっては、連結貸借対照表における株主資本額から永久劣後特約付きローン実行による調達額である「その他資本性金融商品」の残高を控除した額を基礎としております。

当事業年度におきましては、上記方針に基づきまして、従前公表しております期末配当の水準（10円/株）を維持させていただきます。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び現金同等物	12,084
営業債権及びその他の債権	27,079
販売金融債権	4,408
棚卸資産	56,886
その他の金融資産	913
その他の流動資産	6,081
<b>流動資産合計</b>	<b>107,454</b>
<b>非流動資産</b>	
有形固定資産	23,333
使用権資産	37,119
のれん	27,807
無形資産	3,311
持分法で会計処理されている投資	14
販売金融債権	7,675
その他の金融資産	4,683
繰延税金資産	2,939
その他の非流動資産	130
<b>非流動資産合計</b>	<b>107,015</b>
<b>資産合計</b>	<b>214,470</b>

科目	金額
<b>負債</b>	
<b>流動負債</b>	
営業債務及びその他の債務	7,560
借入金	96,700
リース負債	4,246
その他の金融負債	2,041
未払法人所得税等	895
引当金	208
その他の流動負債	7,772
<b>流動負債合計</b>	<b>119,425</b>
<b>非流動負債</b>	
借入金	13,316
リース負債	35,791
引当金	183
繰延税金負債	1,744
その他の非流動負債	860
<b>非流動負債合計</b>	<b>51,896</b>
<b>負債合計</b>	<b>171,321</b>
<b>資本</b>	
資本金	4,080
資本剰余金	4,774
その他資本性金融商品	10,262
利益剰余金	18,742
自己株式	△741
その他の資本の構成要素	4,865
<b>親会社の所有者に帰属する持分合計</b>	<b>41,984</b>
<b>非支配持分</b>	<b>1,164</b>
<b>資本合計</b>	<b>43,148</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>214,470</b>

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	315,507
売上原価	△267,005
<b>売上総利益</b>	<b>48,502</b>
販売費及び一般管理費	△39,166
その他の収益	683
その他の費用	△181
<b>営業利益</b>	<b>9,837</b>
金融収益	1,271
金融費用	△6,409
持分法による投資損益 (△は損失)	△203
<b>税引前当期利益</b>	<b>4,496</b>
法人所得税費用	△1,776
<b>当期利益</b>	<b>2,719</b>
<b>当期利益の帰属</b>	
親会社の所有者	2,469
非支配持分	249
<b>当期利益</b>	<b>2,719</b>

## 連結持分変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	その他資本性 金融商品	利益剰余金	自己株式
当期首残高	4,068	5,252	—	17,501	△741
当期利益	—	—	—	2,469	—
その他の包括利益	—	—	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	—	2,469	—
新株の発行	11	11	—	—	—
配当金	—	—	—	△1,228	—
その他資本性金融商品の発行	—	—	10,262	—	—
非支配持分との取引	—	△12	—	—	—
非支配株主に係る売建プット・オプション負債の変動	—	△478	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	11	△478	10,262	△1,228	—
当期末残高	4,080	4,774	10,262	18,742	△741

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本構成要素		合計	合計		
	在外営業活動体の換算差額	合計				
当期首残高	△1,005	△1,005	25,076	1,236	26,313	
当期利益	—	—	2,469	249	2,719	
その他の包括利益	5,870	5,870	5,870	22	5,892	
当期包括利益合計	5,870	5,870	8,340	271	8,611	
新株の発行	—	—	23	—	23	
配当金	—	—	△1,228	△295	△1,524	
その他資本性金融商品の発行	—	—	10,262	—	10,262	
非支配持分との取引	—	—	△12	△158	△170	
非支配株主に係る売建プット・オプション負債の変動	—	—	△478	△66	△544	
その他	—	—	—	176	176	
所有者との取引額合計	—	—	8,567	△343	8,223	
当期末残高	4,865	4,865	41,984	1,164	43,148	

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>30,394</b>
現金及び預金	2,629
関係会社短期貸付金	27,051
その他	713
<b>固定資産</b>	<b>38,030</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>137</b>
建物	121
その他	16
<b>無形固定資産</b>	<b>151</b>
ソフトウェア	151
<b>投資その他の資産</b>	<b>37,742</b>
投資有価証券	72
関係会社株式	37,508
繰延税金資産	12
差入保証金	124
その他	24
<b>資産合計</b>	<b>68,425</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>40,703</b>
短期借入金	36,900
1年内返済予定の長期借入金	1,042
関係会社短期借入金	2,559
未払金	35
未払費用	124
賞与引当金	23
その他	18
<b>固定負債</b>	<b>13,148</b>
長期借入金	13,066
退職給付引当金	30
その他	51
<b>負債合計</b>	<b>53,851</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>14,573</b>
<b>資本金</b>	<b>4,080</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>8,785</b>
資本準備金	5,264
その他資本剰余金	3,521
<b>利益剰余金</b>	<b>2,448</b>
その他利益剰余金	2,448
繰越利益剰余金	2,448
<b>自己株式</b>	<b>△741</b>
<b>純資産合計</b>	<b>14,573</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>68,425</b>

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>営業収益</b>		
関係会社配当金収入	2,795	
関係会社経営指導料収入	1,231	4,026
<b>営業費用</b>		
一般管理費		1,690
<b>営業利益</b>		2,336
<b>営業外収益</b>		
受取利息	490	
受取賃料	17	
為替差益	360	
その他	27	895
<b>営業外費用</b>		
支払利息	791	
支払手数料	384	
その他	6	1,183
<b>経常利益</b>		2,047
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	0	0
<b>税引前当期純利益</b>		2,047
法人税、住民税及び事業税	△167	
法人税等調整額	△14	△182
<b>当期純利益</b>		2,230

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,068	5,252	3,521	8,773	1,446	1,446
当期変動額						
新株の発行	11	11	-	11	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	△1,228	△1,228
当期純利益	-	-	-	-	2,230	2,230
当期変動額合計	11	11	-	11	1,001	1,001
当期末残高	4,080	5,264	3,521	8,785	2,448	2,448

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△741	13,548	13,548
当期変動額			
新株の発行	-	23	23
剰余金の配当	-	△1,228	△1,228
当期純利益	-	2,230	2,230
当期変動額合計	-	1,025	1,025
当期末残高	△741	14,573	14,573

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社オプティマスグループ  
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺力夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中勝也

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプティマスグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社オプティマスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社オプティマスグループ  
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡辺力夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中勝也

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプティマスグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内

部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社オプティマスグループ 監査等委員会

監査等委員（常勤） 長崎 伸郎 ㊞

監査等委員 伊藤 真弥 ㊞

監査等委員 布施 伸章 ㊞

監査等委員 長田 太 ㊞

(注) 監査等委員4名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

## 株主総会会場ご案内図

**会場**：東京都文京区関口二丁目10番8号  
 ホテル椿山荘東京 バンケット棟4階「雅」

※正面玄関は3階でございます。

**電話**：03-3943-1111 (代表)



### 交通のご案内

#### 徒歩（地下鉄をご利用）の場合

東京メトロ有楽町線  
**「江戸川橋」駅**  
 1a出口より徒歩10分

#### バスをご利用の場合

- ・JR山手線「**目白**」駅より  
 「目白駅前」又は「川村学園前」バス停より、都バス（ホテル椿山荘東京行き・新宿西口行き）にて「**ホテル椿山荘東京前**」下車
- ・東京メトロ有楽町線「**江戸川橋**」駅より  
 「江戸川公園」バス停より、文京区コミュニティバス「B-ぐる」にて「**ホテル椿山荘東京**」下車

神田川沿いの冠木門は閉門中ですので、正面入口からお入りください。

※会場はバリアフリーに配慮した設備を備えております。

当日、会場スタッフによるサポートをご希望の際は、ご遠慮なくお申し付けください。



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。